

## 1 雇用の場の拡大と就労への総合的支援について

健康福祉部

障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、職場定着などそれぞれのステージごとに、個々の障がい特性をふまえたきめ細かい総合的な支援を行います。

また、障がい者の雇用の場の確保や工賃の引き上げに向け、民間企業における雇用機会の拡大や新たな分野における雇用の創出、共同受注窓口の設置による安定的な受注の確保に取り組みます。

### (1) 工賃の引き上げ等の取組

障がい者の福祉的就労事業所における工賃の向上を図るため、安定的な受注の確保に繋がる共同受注窓口の取組や新たな就労形態である社会的事業所の取組を実施します。

#### 共同受注窓口の設置

平成23年9月、複数の福祉的就労事業所で共同して受注の仲介・調整、工賃アップに向けた販路拡大、品質管理の指導等を行う共同受注窓口を立ち上げました。

平成23年度実績 企業訪問・交渉件数 64社、受注実績額 515,000円

#### 【平成24年度の取組】

##### ・製品PR

発注時の参考となる共同受注窓口が取り扱う製品・役務等の「パンフレット」を作成し、官公庁・企業等への積極的な製品PRを行います。

##### ・セールス活動

発注と受注の調整を行うとともに、製品・役務等のPR・販路の開拓・品質の向上に重点的に取り組みます。また、県庁各部局が開催するイベントへの参加（物販）や関係団体へ発注の働きかけ等を行います。

##### ・イベント開催

各圏域で、展示即売イベント等を開催し、県民の理解促進、販路拡大を図ります。

##### ・福祉的就労事業所の実態把握

福祉的就労事業所の作業能力等を確認するため実態調査等を引き続き行います。

平成24年度実績 受注実績額 1,067,500円（6月末現在）

#### 社会的事業所の設置による雇用の場の確保

「社会的事業所」は、障がいのある人もない人も対等な立場で「共に働く」、一般（企業）就労でもなく福祉的就労でもない、一定の社会的支援をもとに経済活動を行う事業体です。

今年度、「社会的事業所」の事業モデルを立ち上げ、運営に対する支援を行います。

「社会的事業所」は・・・

- ・小規模でありながら障がい者従業員全員と雇用契約を締結しています。
- ・福祉的就労の枠を越えた労働者性を確保した就労の場です。
- ・利用者と指導者という関係ではなく、障がいのある人もない人も「対等」の立場で共に働く「共働」の場、障がい者自身の経営参画する機会があります。
- ・営利企業と同様、一般市場の中で、経済活動を行います。